

令和2年10月8日現在

第1回国立大学法人東京大学債券 債券内容説明書

国立大学法人東京大学

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第1回国立大学法人東京大学債券（以下「本債券」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人東京大学（別途定める場合を除き、以下「本学」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（国立大学債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本学の業務、財務の内容等について本学が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。また、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けておりません。
4. 本学の財務諸表は、「国立大学法人会計基準」（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議）に準拠して作成されています。
5. 本説明書は、本学本郷キャンパス内に備え置き閲覧に供するとともに、本学ホームページ（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/prospectus.html>）にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

東京都文京区本郷7-3-1

国立大学法人東京大学 財務部経理課 資金調達チーム

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	4
3 新規発行による手取金の使途	5
4 投資者の情報開示について	7
第二部 法人情報	8
第1 法人の概況	9
1 主要な経営指標等の推移	9
2 沿革	10
3 事業の内容	11
4 関係会社の状況	17
5 学生の状況	21
6 教職員の状況	21
第2 事業の状況	22
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
2 事業等のリスク	28
3 経営上の重要な契約等	30
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
第3 設備の状況	71
1 設備投資等の概要	71
2 主要な設備の状況	71
3 設備の新設、除却等の計画	72
第4 法人の状況	73
1 資本金の状況	73
2 役員の状況	73
3 コーポレートガバナンスの状況	74
第5 経理の状況	77
1 東京大学の財務諸表	77
2 連結財務諸表	81
3 財務諸表	244
4 監事監査報告書	388
第6 法人の参考情報	391
1 第3期中期目標・中期計画	391
2 令和2年度年度計画	427
3 主な関係法令ホームページアドレス	457

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘柄	第1回国立大学法人東京大学債券	債券の総額	金20,000,000,000円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	金20,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和2年10月8日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
利率	年0.823%	払込期日	令和2年10月16日
利払日	毎年4月20日及び10月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和42年3月19日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、令和3年4月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月20日及び10月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から令和2年10月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息を付けない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和42年3月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本債券の償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の振替機関が定める規則等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）の定めるところにより、国立大学法人東京大学（以下「当法人」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の項	該当事項なし	
摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、本学はR&IからAA+の信用格付を令和2年10月8日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、</p>		

提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本債券について、本学はJCRからAAAの信用格付を令和2年10月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR: 電話番号03-3544-7013

2. 振替法の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

(1) 法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。

(2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和2年10月8日付第1回国立大学法人東京大学債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

4. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当法人が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息の支払方法」欄の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。

(2) 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(3) 法令により、本債券の償還期前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。

(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した

	<p>法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>5. 公告の方法 当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当法人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示 当法人は、当法人の本郷キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 発行要項及び委託契約の公示 発行要項及び委託契約の謄本は当法人の本郷キャンパス内及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 発行要項の変更 (1) 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会に関する事項 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>10. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
--	---

2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 6,800	1. 引受人は本債券の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は総額1億1,000万円とする。
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,600	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,600	
	計	—	20,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000,000,000 円	114,143,000 円	19,885,857,000 円

(2) 手取金の使途

本学が策定したソーシャルボンド・フレームワーク（下記「ソーシャルボンド・フレームワークについて」に記載する。）に基づき、全額を令和8年3月末までに、「東京大学FSI事業」（下記「ソーシャルボンド・フレームワークについて」に記載する。）として特定された以下のプロジェクトに係る資金へ充当する予定である。

- ・ 「ポストコロナ時代のグローバル戦略」としての最先端大型研究施設の整備（候補として、ハイパーカミオカンデ等）
- ・ 「キャンパスの徹底したスマート化の促進」としてのウィズコロナ及びポストコロナ社会におけるキャンパス整備（学内オンライン講義スペースの拡充等の施設改修、セキュアなネットワーク及びデータ活用環境整備、キャンパス隣接地の取得による利活用等）

ソーシャルボンドとしての適格性について

本学は、ソーシャルボンドの発行のために「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」（注1）に即したソーシャルボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定した。

なお、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）より、本フレームワークに対する第三者評価として「JCRソーシャルボンド・フレームワーク評価」（注2）の最上位評価である「Social 1(F)」の評価を取得している。

（注1） 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行にかかるガイドラインである。

（注2） 「JCRソーシャルボンド・フレームワーク評価」とは、ソーシャルボンド・フレームワークで定められた方針を評価対象として、ソーシャルボンド原則2020に例示されるソーシャルプロジェクト等への適合性並びに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明である。

ソーシャルボンド・フレームワークについて

1. 調達資金の使途

ソーシャルボンドで調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たす新規のプロジェクトに充当することを想定している。

- ・ 知識集約型社会及びSDGsに資する教育・研究に係る投資であること。
- ・ 令和2年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第8条第4号に該当するもの。
- ・ 本学のFSI構想から導き出された「東京大学FSI事業」として特定されたもの。

（事業概要）

未来社会協創推進本部（以下「FSI」という。）は、東京大学憲章に示した「世界の公共性に奉仕する大学」としての使命を踏まえ、地球と人類社会の未来への貢献に向けた協創を効果的に推進することを目的とし、貢献に向けた協創活動を活性化させるため、その方向性が合致する SDGs を最大限に活用するものである。

「東京大学 FSI 事業」は、国際社会の共通目標である SDGs に向けて、多様性を活力としてインクルーシブネス（包摂性）を求めて成長し続ける世界へと導くための様々な行動だけでなく、ポストコロナ時代における大学の役割を示すものでもある。

（事業内容）

「ポストコロナ時代の新しいグローバル戦略」として、サイバーとフィジカルが融合するポストコロナ時代にあってもフィジカル（リアル）空間における国際求心力の維持・強化を図るための最先端大型研究施設の整備を行うほか、「キャンパスの徹底したスマート化の促進」として、ネットワーク環境等の整備やリアルな交流の場の価値を高める環境整備など、ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるキャンパス整備を行う。

- ・ 最先端大型研究施設整備（ハイパーカミオカンデ 等）
- ・ ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるキャンパス整備
（学内オンライン講義スペースの拡充等の施設改修、セキュアなネットワーク及びデータ活用環境整備、キャンパス隣接地の取得による利活用 等）

2. 選定基準とプロセス

ソーシャル適格プロジェクトは、FSI が候補プロジェクトを選定し、当該案について予算委員会、経営協議会で審議の後、役員会で議決を行う。対象プロジェクトの選定にあたっては、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たしているか否かを確認する。

3. 資金管理

ソーシャルボンドによる調達資金は、本学の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は対象部署の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制である。また、ソーシャルボンドによる資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムより年に一回出力した上で永年保管の予定である。

本学においては、各部署における月次の財務状況を経理責任者から財務部長に報告している。また、ソーシャルボンドの入出金を含む財務状況全般について、年に一度、監査法人による会計監査を受けることとなっている。

ソーシャルボンドによる調達資金の未充当金は、現金または現金等価物にて管理・運用する予定である。ソーシャルボンドの充当対象施設が火災等災害により滅失した場合は、保険金により当該設備を復旧の予定である。

4. レポーティング

本学は、以下のレポーティングを実施する。

(1) 資金の充当状況に係るレポーティング

ソーシャルボンドにより調達した資金の充当状況について、以下を開示予定である。

- ① 充当したプロジェクトのリスト
- ② 充当金額
- ③ 未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）

資金充当状況については、本学のウェブサイトにて年次で投資家等へ開示予定である。

(2) インパクト・レポーティング

本学は、ソーシャルボンドにより実現する事業のインパクトを測定する重要指標（Key Performance Indicators）として、以下の項目を特定した。

<アウトプット指標>

- ・対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設、設置した設備

<アウトカム指標>

- ・ソーシャルプロジェクトに関与する研究者数及び学生数
- ・ソーシャルプロジェクトに係る学術論文数及び単位取得数

<インパクト（定性目標）>

- ・知識集約型社会及びSDGsへの貢献

上記指標を含むインパクト・レポーティングとして、本学は事業報告書及びウェブサイトで、その研究活動内容等を年に一回公表する予定である。

4 投資者の情報開示について

本債券の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報は除く。）に関し、主幹事会社である大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、主幹事会社を通じて、必要に応じて本学に開示、提供及び共有される予定である。

なお、本学は当該情報について、本債券の募集又は発行に関する目的以外には使用しない。